

## 資料25 災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書

### 災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）と一般社団法人群馬県LPガス協会渋川支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるLPガスの供給に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、吉岡町において地震等の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙とが相互に協力して、被災者にLPガスを供給するために必要な事項を定め、住民生活の安定を図ることを目的とする。

#### （協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要とするときは、乙に対し避難場所等へのLPガスの供給について、協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

#### （協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに可能の限り優先的に協力するものとする。

2 乙は、緊急時に際し、甲の要請に円滑に対応するために、LPガス及びLPガス資機材の調達並びに要員の確保を行うこととし、備蓄物資の内容及び数量については、甲と乙が事前に協議のうえ定めることとする。

#### （引渡し）

第4条 甲は、乙に供給要請を行う際、予め引き渡し場所を指定し、当該場所へ職員を派遣し、引き受けるものとする。

#### （費用負担）

第5条 前条の規定により、乙が供給したLPガスの代金については、甲が負担するものとする。

#### （情報の提供等）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に機能するため、地域防災にかかわる情報収集や支援活動のあり方について、平時から協議を行うものとする。

(協 議)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとし、期間満了1ヶ月前までに、甲・乙のいずれからこの協定の解除又は変更について意思表示がないときは、さらに1年延長するものとし、以降も同様とする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年3月25日

## 資料26 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書 (生活協同組合コープぐんま)

### 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）と生活協同組合コープぐんま（以下「乙」という。）は、災害時における町民生活の安定を図るため、災害時における応急生活物資供給等に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、吉岡町内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に甲と乙が相互に協力して、被災した町民等に対して行う応急生活物資（以下「物資」という。）の供給、輸送、ボランティア活動等に関する協力事項について定めるものとする。

#### (協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が乙に対して要請を行った時をもって発動するものとする。

#### (協力要請)

第3条 災害時において、甲が物資を必要とする時は、乙に対し商品の供給、輸送について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、急を要する場合で文書をもって要請することができない時は、口頭又は電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

#### (協力実施)

第4条 災害時に必要な物資の調達及び安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受けて必要な措置を講ずるものとする。

#### (費用)

第5条 前条の規定により、乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する物資の対価については、災害時直前に組合員に供給していた生活物資の対価を参考にし、甲乙協議の上、決定するものとする。

#### (引渡し)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、指定場所への輸送は乙が責任をもって行うものとする。甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、物資の数量等を確認の上、引取るものとする。

#### (情報の収集及び提供)

第7条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して町民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的

に行うものとする。

(実施に関し必要な事項等の決定)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力の発生日)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年7月14日

## 資料27 災害時等における施設利用の協力に関する協定 (社会福祉法人吉岡会)

### 災害時等における施設利用の協力に関する協定

吉岡町（以下「甲」という。）と社会福祉法人吉岡会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、吉岡町内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、吉岡町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、緊急避難場所として利用するために必要な事項を定めるものとする。

(緊急避難所)

第2条 この協定における緊急避難所とは、防災計画に必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設とする。

(対象施設)

第3条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 吉岡町第一保育園、吉岡町第二保育園、吉岡町第三保育園、吉岡町第四保育園、吉岡町第五保育園

所在地 群馬県北群馬郡吉岡町地内

(協力要請)

第4条 甲は、災害時等に、前条で規定する施設を緊急避難所として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放し、甲に協力する。

(連絡体制)

第5条 前条で規定する甲の要請は、災害対策本部もしくは町民生活課より当該施設の施設長に対して行う。

2 前項の目的を達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(協力体制)

第6条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は、甲に報告するものとする。

(発災時の対応)

第7条 乙は、災害時等において速やかに、緊急避難所としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、緊急避難所の開設及び運営に協力する。

3 前二項の措置に伴う損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、群馬県災害救助法施行細則による救助の程度等に定めるところにより甲が負担する。

(その他)

第8条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度  
 甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、平成28年6月1日から平成29年5月31日までとする。また、この協定に変更がない場合は期間を毎年更新するものとする。本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年6月1日

## 資料28 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

## 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

吉岡町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

## （目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

## （用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。）第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

## （特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別添1に定める様式をもって相互に通知することとする。

## （通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

## （電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

(移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙1に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成29年2月8日

## 資料29 災害時等における施設利用の協力に関する協定（幼保連携型認定こども園駒寄幼稚園（学校法人栗原学園））

### 災害時等における施設利用の協力に関する協定

吉岡町（以下「甲」という。）と幼保連携型認定こども園駒寄幼稚園（学校法人栗原学園）（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、吉岡町内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、吉岡町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、緊急避難所として利用するために必要な事項を定めるものとする。

（緊急避難所）

第2条 この協定における緊急避難所とは、防災計画に必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設とする。

（対象施設）

第3条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 幼保連携型認定こども園駒寄幼稚園（学校法人栗原学園）

所在地 群馬県北群馬郡吉岡町大字漆原953番地1

（協力要請）

第4条 甲は、災害時等に、前条で規定する施設を緊急避難所として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放し、甲に協力する。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、災害対策本部もしくは町民生活課より当該施設の施設長に対して行う。

2 前項の目的を達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第6条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は、甲に報告するものとする。

（発災時の対応）

第7条 乙は、災害時等において速やかに、緊急避難所としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、緊急避難所の開設及び運営に協力する。

3 前2項の措置に伴う損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、群馬県災害救助法施行細則による救助の程度等に定めるところにより甲が負担する。

(その他)

第8条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度  
甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。また、この協定に変更がない場合は期間を毎年更新するものとする。本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年3月17日

## 資料30 災害時における施設利用の協力に関する協定（北群 川農業協同組合）

### 災害時等における施設利用の協力に関する協定

吉岡町（以下「甲」という。）と北群川農業協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、吉岡町内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、吉岡町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、救援物資受援施設として利用するために必要な事項を定めるものとする（救援物資受援施設）

第2条 この協定における救援物資受援施設とは、防災計画に必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設とする。

（対象施設）

第3条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 野菜センター（隣接の関連施設含む）及びライスセンター

所在地 群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保2296番地2他

（協力要請）

第4条 甲は、災害時等に、前条で規定する施設を救援物資受援施設として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放し、甲に協力する。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する甲の要請は、災害対策本部もしくは町民生活課より当該施設の施設長に対して行う。

2 前項の目的を達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第6条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は、甲に報告するものとする。

（発災時の対応）

第7条 乙は、災害時等において速やかに、救援物資受援施設としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、救援物資受援施設の開設及び運営に協力する。

3 前2項の措置に伴う損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、群馬県災害救助法施行細則による救助の程度等に定めるところにより甲が負担する。

(その他)

第8条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度  
甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。また、この協定に変更がない場合は期間を毎年更新するものとする。本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年4月1日

吉岡町「甲」と北群波川農業協同組合「乙」の協議決定事項【第6条の協力内容】

1. 対象施設の内、救援物資受援施設として提供できる部分

野菜センター及び隣接施設・ライスセンター（トイレ・フォークリフト・パレット・フォークリフトのオペレーターを含む） ただし、業務に支障の無い部分に限る。

2. 施設の供給について

原則、供給に対する対価は無償とする。ただし、施設に破損等が生じた場合には、修繕費等の負担について、甲乙の協議により決める。また、甲乙は施設を破損等しないように、利用者に注意喚起する。

3. 施設開設の期間について

原則、開設期間は4週間とする。ただし、延長する状況が生じた時には、甲乙の協議により延長期間を決める。また、開設期間内でも、業務の再開等により支障が生じる場合や使用の必要が無くなった場合は、甲は速やかに、物資を他の施設に移し施設を閉鎖する。

4. 施設の開設について、

原則、甲の要請により開設する。しかし、業務に支障が生じると乙が判断した場合には、開設することが出来ないものとする。

5. 町が行う業務内容を以下として、施設管理者が出来る範囲で支援協力を行う。

- ① 施設維持管理のための巡回
- ② 災害情報の提供
- ③ 必要な支援物資等の供給
- ④ 衛生管理に関すること。
- ⑤ その他災害時に必要となる業務

## 資料31 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人 コメリ災害対策センター）

### 災害時における物資供給に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

#### （協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

#### （供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

#### （調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

#### （要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

#### （物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

#### （引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年2月15日

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットポンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

## 資料32 災害時等における施設利用の協力に関する協定書 (株式会社エーコープ関東)

### 災害時等における施設利用の協力に関する協定書

吉岡町（以下「甲」という。）と株式会社エーコープ関東（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、吉岡町内に地震、風水害、その他の災害等が発生した、または発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）に乙が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、吉岡町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、救援物資受援施設として利用するために必要な事項を定めるものとする。

#### (救援物資受援施設)

第2条 この協定における救援物資受援施設とは、防災計画に必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設とする。

#### (対象施設)

第3条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名	J Aファーマーズ野田宿及び焼肉めぐり野田宿庵
所在地	群馬県北群馬郡吉岡町上野田 1050-3 他

#### (協力要請)

第4条 甲は、災害時等に、前条で規定する施設を救援物資受援施設として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応する必要があると認められるときは、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を解放し、甲に協力する。

#### (連絡体制)

第5条 前条で規定する甲の要請は、災害対策本部もしくは町民生活課より当該施設の施設長に対して行う。

2 前項の目的を達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

#### (協力体制)

第6条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は甲に報告するものとする。

#### (発災時の対応)

第7条 乙は災害時等において速やかに、救援物資受援施設としての機能を果たせるよう

施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

- 2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、救援物資受援施設の開設および運営に協力する。
- 3 前2項の措置に伴う損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、群馬県災害救助法施行細則による救助の程度等に定めるところにより甲が負担する。

（その他）

第8条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、平成30年11月8日から平成31年11月7日までとする。また、この協定に変更がない場合は期間を毎年更新するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年11月8日

## 資料33 災害時における物資供給に関する協定書 (株式会社 エーコープ関東)

### 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

吉岡町(以下「甲」という。)と株式会社エーコープ関東(以下「乙」という。)は災害時における町民市民生活の安定を図るため、災害時における応急生活物資供給等に関する協定(以下「協定」という。)と締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、吉岡町内に災害が発生した場合(以下「災害時」という。)に甲と乙が相互に協力して、被災した町民市民等に対して行う応急生活物資(以下「物資」という。)の供給、輸送、ボランティア活動等に関する協力事項について定めるものとする。

#### (協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が乙に対して要請を行った時をもって発動するものとする。

#### (協力要請)

第3条 災害時において、甲が物資を必要とする時は、乙に対し商品の供給、輸送について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、急を要する場合で文書をもって要請することができない時は又は電話により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

#### (協力実施)

第4条 災害時に必要な物資の調達及び安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受けて必要な措置を講ずるものとする。

#### (費用)

第5条 前条の規定により、乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する物資の対価については、災害時直前に組合員に供給していた生活物資の対価を参考にし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 代金の決済時期については、甲乙協議の上、行うものとする。

#### (引渡し)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、指定場所への輸送は乙が責任を持って行うものとする。甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、物資の数量等を確認の

上、引取るものとする。

(情報の収集および提供)

第7条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して町民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものとする。

(実施に関し必要な事項等の決定)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力の発生日)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成30年11月8日

## 資料34 災害に係る情報発信等に関する協定（LINEヤフー株式会社）

災害に係る情報発信等に関する協定

吉岡町（以下「町」という）およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

### 第1条（本協定の目的）

本協定は、町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、町が町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ町の行政機能の低下を軽減させるため、町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

### 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 町が、町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 町が、町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 町が、災害発生時の町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 町が、町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

### 第3条（費用）

前条に基づく町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、町から提供を受ける情報について、町が特段の留保を付さない限り、本協

定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年1月17日

## 資料35 災害時等における支援に関する協定書 (株式会社 ぐんま安全教育センター)

### 災害時等における支援に関する協定書

吉岡町(以下「甲」という。)と株式会社ぐんま安全教育センター(以下「乙」という。))は、吉岡町内において、大規模な自然災害や大規模事故等、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は、生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合等、以下「災害時等」という。)における無人航空機を活用した災害対応に関して、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙に対して要請する無人航空機を活用した災害対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (要請の内容)

第2条 災害時等において、甲が乙に対して要請する災害対応の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害現場の撮影及び画像解析等
- (2) 甲が行う被災者捜索活動等に対する画像提供
- (3) その他、甲と乙が協議し必要と認める業務

#### (要請手続)

第3条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとし、乙は速やかに要請に応じるものとする。

2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書によるものとする。

ただし文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請内容
- (2) 履行場所
- (3) 履行期日又は期間
- (4) 現場指揮者の氏名と連絡先
- (5) その他必要な事項

#### (協力活動の実施)

第4条 甲の要請に応じ、協力活動のため現場に到着した乙の構成員は、関係法令を遵守するとともに、現場指揮者の指示に従うものとする。

(安全の確保)

第5条 甲は、要請を受けて活動する乙の構成員に対し、協力の内容に応じた安全の確保に十分配慮するものとし、構成員も自身の安全の確保に努める。

(協力活動の報告等)

第6条 乙は、第2条の規定に基づく協力活動を実施したときは、当該活動の完了後、速やかにその実施した活動内容等を甲に電子媒体等により報告するものとする。

2 災害時等における乙の協力活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

(費用の負担)

第7条 第2条の規定に基づく協力活動に関する経費は、原則として乙の負担とする。

(責任負担)

第8条 この協定に基づく協力活動に伴い、明らかに乙の責めに帰すべき事由により第三者に対し損害を及ぼしたとき、又は乙の構成員等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。また、第三者に損害を及ぼしたときの起因が明らかに甲の責めに帰すべき事由による場合においては、甲の負担とする。ただし、これ以外の場合については、甲乙協議のうえ決定する。

(平常時の準備)

第9条 乙は協力活動を円滑に行うために、無人航空機の運用方法をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員に対し本協定を十分周知し、災害時等における緊急連絡体制を整備するものとする。

2 甲は乙の協力活動が円滑に行われるように、平常時から可能なかぎり配慮するものとする。

(情報の保護)

第10条 乙は、活動上知り得た情報及び個人情報を甲以外の第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和元年11月6日